

# 生活福祉資金・ホームレス施策等について

社会・援護局地域福祉課

# 緊急雇用対策及び緊急経済対策の概要

## 緊急雇用対策

(H21.10.23緊急雇用対策本部決定)

### 1. 緊急的な支援措置

#### < 貧困・困窮者支援 >

- 実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化
  - ・「ワンストップ・サービス・デイ」の開催
  - ・年末年始の生活総合相談  
(年末年始の生活や居住場所の確保等の支援 等)

#### ○「きめ細かな支援策」の展開

- ・「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化  
(「住宅手当」「つなぎ資金貸付」「総合支援資金貸付」の適正な運用の徹底 等)
- ・生活保護制度の運用改善  
(一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援)

### 2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

#### < 介護雇用創造 >

- 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム
  - ・働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラム  
創設 等

## 明日の安心と成長のための緊急経済対策

(H21.12.8閣議決定)

### 1. 雇用

#### < 緊急対応 >

- 実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立
  - ・「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開
  - ・「住まい対策」の拡充  
(「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援)

※H21年度第2次補正予算(案)額

- ・「住まい対策」の拡充 … 700億円
- ・生活保護費等負担金 … 1,286億円

等

# 年末年始の生活総合相談について

## 概 要

- 公共機関が通常閉庁している期間中（12月29日（火）～1月3日（日））において、各自治体が中心となり福祉事務所等を開庁して生活全般に係る相談を実施。
- 一部自治体では、自治体独自の対策も含め、住居のない方向けに、宿泊場所等を提供するなどの取組を実施。

## 実施状況

- ①実施自治体数 : 194自治体  
(都道府県: 32、政令市: 14、中核市: 23、その他: 125)
- ②開催日等 : 大多数の自治体が、12月29日及び30日に自治体庁舎や福祉事務所等の窓口を開け、生活相談を実施。  
\* ハローワークから職員を派遣するなど連携して取り組んだ自治体は63自治体。
- ③来所者数、相談件数等 : 全国で5,535人が来所。相談件数は6,163件。  
\* 主な相談内容は、就労相談、生活保護の相談、貸付けの相談。
- ④宿泊場所の提供数（人日） : 17,654人日分（12/29～1/3）  
\* 日雇労働者向けの越年対策事業、ホームレス支援事業も含む。
- ⑤費用（国庫補助分） : 7.9億円（自治体からの申請ベース。うち東京都分2.1億円。）  
\* ワンストップサービス、年末年始の生活総合相談等緊急雇用対策分。

# 今後の課題について

## 今後の課題

### 【評価すべき点】

- 多くの自治体が、通常閉庁している期間において福祉事務所等を開庁し、積極的に生活全般に係る相談を行ったことについては評価。
- あわせて、国の要請を踏まえ、東京都において一時宿泊場所を年末年始に提供するなどの取組を行ったことについても評価。この取組によって、住居を喪失された方が野外に放置されることなく、安心して年末年始を過ごせたものと思料される。

### 【課題】

- 年末年始の限定された期間に、職や住所を失った人たちの対応が必要になるということは、裏を返せば通年の対応により一層改善すべき点が残されているということ。
- 年末に多くの人たちが「年を越せないのではないか」という不安を抱えなくて済むような、年間を通じての対応が必要であり、以下の対応を検討、実施するとともに、必要な施策を引き続き検討していくことが必要。
  - ①景気の回復による雇用機会の確保・拡大
  - ②第2のセーフティネットの改善等
  - ③第2のセーフティネット等のサービスを日常的にワンストップで提供でき切れ目のないセーフティネットを実現するための体制整備

## ① 景気の回復による雇用機会の確保・拡大

- ・「緊急雇用対策」(H. 21. 10. 23)、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(H. 21. 12. 8)の推進などに政府全体で取り組んでいく。

## ② 第2のセーフティネットの改善等

- ・対象者の拡大等を図るとともに、支援を必要とする方に情報が届くよう改善し、各種のサービスが利用者の視点に立ったものになるよう見直す。具体的には以下のとおり。

### (1) 住宅手当の拡充

- ：支給期間を現行の最長6ヶ月をさらに3ヶ月延長可能とする
- ：さらに収入要件の緩和等(※)を通じて、利用者の拡大を図る。

(※) 現行の収入要件 要件緩和後(平成22年4月1日～)

単身世帯 : 月8.4万円以下 → 月13.8万円以下

3人以上世帯 : 月17.2万円以下 → 月24.2万円以下

(いずれも東京都区部等の場合。2人世帯は現行どおり)

### (2) 就職安定資金融資の対象者拡大

- ：これまでは事業主都合離職者を対象としていたが、自己都合離職者のうち勧奨退職など事業主からの働きかけによる離職者についても融資の対象とする。

### (3) 緊急人材育成支援事業の活用促進【1月20日から実施中】

- ：ハローワークの新規求職者全員に対して、職業訓練を無料で受講できること、訓練期間中の生活費(月10万円～)の支給があることを示したカードを配付し、基金訓練へ積極的に誘導する。

## 当面の取組について②

### ③ 体制整備

- ・第2のセーフティネット等のサービスを日常的にワンストップのような形で提供でき、切れ目のないセーフティネットを実現するため、以下のような体制整備・強化を行う。

#### (1) 住居・生活支援アドバイザーの配置

：ハローワークに住宅手当や貸付制度に詳しい専門家を配置し、ワンストップで各種施策の相談と実施機関への適確な誘導ができる体制を整備する。社会福祉士の有資格者等を配置。

#### (2) 生活保護受給者に対する就労支援員の増員

：福祉事務所に生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増配置（550名→3,050名）し、生活・就労支援体制を強化する。  
(※)予算上の数字

#### (3) 住宅確保・就労支援員の増員

：自治体に住宅手当受給者等に対する住宅確保・就労支援員を約1,250名増配置（1,250名→2,500名）し、住宅確保や就労支援のための支援体制を強化する。  
(※)予算上の数字

#### (4) 社会福祉協議会相談員の配置

：生活福祉資金の貸付事業が円滑に行われるよう、市部の社会福祉協議会に相談員を配置。

#### (5) 生活福祉・就労支援協議会（仮称）の設置

：労働局・ハローワーク、自治体、社会福祉協議会等関係機関からなる生活福祉・就労支援協議会（仮称）を各地域ごとに設置し、ワンストップ・サービスの在り方の検討も含め、地域の実情を踏まえた連携体制の強化を図る。

## 生活福祉資金貸付事業の見直しの概要（平成21年10月より実施）

### 1 資金種類等の整理・統合

- 見直し前に10種類あった資金種類を統合し、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じた柔軟な貸付を実施（次頁参照）
- 総合支援資金の創設  
失業や減収等により生活に困窮している者について、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付を行うことにより生活の建て直しを支援する新たな資金種類を創設

### 2 連帯保証人要件の緩和

- 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付可能  
※ ただし、教育支援資金（見直し前の修学資金）及び不動産担保型生活資金（見直し前の長期生活支援資金）については、見直し前の取扱いのとおり

### 3 貸付利子の引き下げ

- 利子について、見直し前の年3%から無利子又は引き下げ
  - ・ 連帯保証人を立てた場合は無利子
  - ・ 連帯保証人を立てない場合は年1.5%に引き下げ
- ※ ただし、緊急小口資金については、連帯保証人を確保できない場合であっても無利子  
また、教育支援資金（見直し前の修学資金）及び不動産担保型生活資金（見直し前の長期生活支援資金）については、見直し前の取扱いのとおり

(参考)見直し後の資金種類

【見直し前】

資金種類	限度額
1 更生資金(年3%)	
生業費(低所得世帯)	280万円
生業費(障害者世帯)	460万円
技能習得費(低所得世帯)	110万円
技能習得費(障害者世帯)	130万円
2 福祉資金(年3%)	
福祉費	50万円 ※住宅改築等は250万円
障害者等福祉用具購入費	170万円
障害者自動車購入費	250万円
中国残留邦人等国民年金追納費	470.4万円
3 療養・介護等資金(無利子)	170万円
4 災害援護資金(年3%)	150万円
5 緊急小口資金(年3%)	10万円
6 修学資金(無利子)	
修学費	高校 月3.5万円 短大・高専 月6万円 大学 月6.5万円
就学支度費	50万円
7 離職者支援資金(年3%)	単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円
8 自立支援対応資金(年3%)	月10万円
9 長期生活支援資金(長プラ)	月30万円
10 要保護世帯向け長期生活支援資金(長プラ)	生活扶助額の1.5倍

【見直し後】

資金種類	限度額
1 総合支援資金 (継続的な支援必須)	
生活支援費 ※ 最長1年間の生活費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内
住宅入居費 ※ 敷金、礼金	40万円以内
一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応	60万円以内
2 福祉資金	
福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定
緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
3 教育支援資金	
教育支援費	月6.5万円以内
就学支度金	50万円以内
4 不動産担保型生活資金	
(一般世帯向け)	月30万円以内
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍



## 総合支援資金の概要

### 貸付対象者

- 生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
  - ① 低所得者世帯(市町村民税非課税程度)であって、失業や収入の減少等により生活に困窮していること
  - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
  - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
  - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
  - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
  - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこと

### 貸付内容

- 継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とセットで以下の資金を貸付
  - 1 生活支援費(20万円以内/月) ※単身世帯の場合は、15万円以内/月  
※ 生活再建までの間に必要な生活費(最長1年間)
  - 2 住宅入居費(40万円以内)  
※ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費
  - 3 一時生活再建費(60万円以内)  
※ 就職活動費、技能習得費、滞納の一時立て替え(家賃、公共料金等)、債務整理弁護士費用 等

### 貸付条件

- 連帯保証人:原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付可能
- 利子 :連帯保証人を確保した場合は無利子  
連帯保証人を確保できない場合は年1.5%
- 据置期間 :最終貸付の日から6月以内
- 償還期間 :据置期間経過後20年以内
- その他 :関係機関と連携し、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)を実施

【速報値】生活福祉資金(総合支援資金)の貸付状況(H21.10月～H22.3月)

※ 今後数値が変動する可能性があります。

対象月	貸付決定者数 (※1)	貸付決定状況 (※2)	生活支援費		住宅入居費		一時生活再建費	
			人(実人員)	千円	件	千円	件	千円
累計	19,863	16,300,730	18,291	14,612,687	3,411	780,223	4,620	907,819
H22.3月	4,560	3,622,724	4,293	3,208,956	811	187,765	1,214	226,002
H22.2月	4,125	3,278,939	3,785	2,911,992	762	170,647	1,016	196,299
H22.1月	3,853	3,177,862	3,564	2,878,112	568	131,718	867	168,031
H21.12月	3,973	3,309,874	3,642	2,984,344	709	162,015	821	163,514
H21.11月	2,469	2,112,433	2,209	1,886,046	460	105,343	546	121,043
H21.10月	883	798,894	798	743,236	101	22,732	156	32,927

※1 貸付決定者数は、同一の者が複数の資金費目を申請する場合があるため、各費目の合計件数と一致しない。

※2 各資金費目の貸付決定額は千円未満の端数を切り捨てているため、合計額は一致しない。

## 臨時特例つなぎ資金貸付事業の創設について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者等に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資、住宅手当等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

### 実施主体

都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)

### 貸付対象者

住居のない離職者であって、次のいずれにも該当する者

- ① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ、当該給付等の開始までの生活に困窮している者
- ② 金融機関の口座を有していること

### 貸付内容・条件

貸付限度額： 10万円以内

連帯保証人： 不要

利 子： 無利子

償 還： 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還

【速報値】 臨時特例つなぎ資金の貸付状況（H21.10月～H22.3月）

※ 今後数値が変動する可能性があります。

対象月	貸付決定件数（人）	貸付決定金額（千円）
累 計	5,240	494,328
H22.3月	1,033	97,486
H22.2月	1,026	97,946
H22.1月	993	94,405
H21.12月	987	94,238
H21.11月	759	70,690
H21.10月	442	39,561

## 経済対策における緊急一時宿泊施設設置等の継続的支援について

### 目的

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の増加に対応するため、次のとおりホームレス対策事業の拡充を行う。

### 内容

#### ホームレス緊急一時宿泊事業の拡充

- 旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借り上げによる事業の実施を可能とする。

⇒ 地方自治体において緊急かつ柔軟な対応が図られる。

#### ホームレス総合相談推進事業の充実

- 巡回相談員を増員し、
  - ① 借り上げ方式による緊急一時宿泊施設の利用者に対して巡回相談等を実施する。
  - ② 就労が定着できるよう、就労自立後においても継続的な訪問等による相談支援を実施する。

### 留意事項

- 国の負担（補助率10/10）で実施。

## 参 考 资 料

# 生活福祉資金貸付制度の概要等

(セーフティネット支援対策等事業費補助金にて実施)

## 制度概要

### 【創設年度】

昭和30年度

### 【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

### 【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

### 【貸付対象】

**低所得世帯** ……必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)

**障害者世帯** ……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯

**高齢者世帯** ……65歳以上の高齢者の属する世帯

### 【貸付資金の種類】

- ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

### 【貸付金利子】

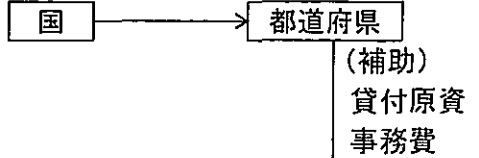
- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

①教育支援資金、緊急小口資金は無利子  
②不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H22.4.1現在 年1.60%)のいずれか低い利率

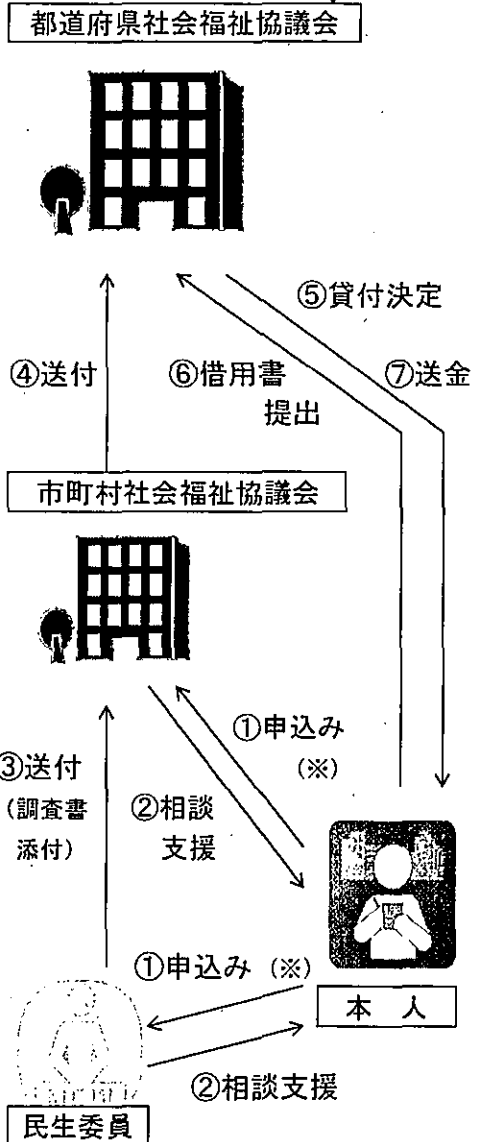
## 貸付手続き等の流れ

### ○補助金の流れ

(補助)貸付原資2/3又は3/4、事務費1/2



### ○貸付手続きの流れ



※ 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み  
※ 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

## 生活福祉資金の貸付決定状況

○資金種類別（H20年度中）

資金種類	件数（件）	指数	金額（千円）	指数
更生資金	347	2.3	398,096	2.7
福祉資金	1,016	6.8	840,559	5.8
修学資金	7,906	53.2	6,031,801	41.4
療養・介護等資金	356	2.4	233,654	1.6
災害援護資金	17	0.1	17,587	0.1
緊急小口資金	3,127	21.0	235,730	1.6
離職者支援資金	1,610	10.8	2,300,586	15.8
長期生活支援資金	119	0.8	2,009,353	13.8
要保護世帯向け長期生活支援資金	367	2.5	2,494,636	17.1
計	14,865	100.0	14,562,002	100.0

※「更生資金」には「障害者更生資金」を含む

○貸付決定件数及び金額の推移（H2年度～H20年度）

年 度	件数（件）	指数	金額（千円）	指数
H 2	20,153	100.0	19,534,015	100.0
H 3	19,958	99.0	18,963,870	97.1
H 4	17,181	85.3	16,168,342	82.8
H 5	18,852	93.5	18,347,327	93.9
H 6	18,189	90.3	17,387,904	89.0
H 7	17,375	86.2	17,071,525	87.4
H 8	17,639	87.5	16,998,489	87.0
H 9	16,827	83.5	16,188,729	82.9
H 10	16,892	83.8	15,746,692	80.6
H 11	14,017	69.6	12,789,886	65.5
H 12	13,893	68.9	10,643,235	54.5
H 13	11,523	57.2	9,600,950	49.1
H 14	17,598	87.3	15,954,414	81.7
H 15	19,128	94.9	19,548,489	100.1
H 16	17,955	89.1	16,151,050	82.7
H 17	12,681	62.9	13,441,201	68.8
H 18	11,034	55.3	11,263,005	59.4
H 19	11,191	55.5	11,844,156	60.6
H 20	14,865	74.5	14,562,002	76.8

※（ ）は、H2年度を100とした場合の係数

※14年度には、一部「離職者支援資金」の13年度貸付決定分を含む。



各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高校生の授業料滞納に係る生活福祉資金（教育支援資金）  
の取扱いについて

生活福祉資金貸付制度については、平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」の別紙「生活福祉資金貸付制度要綱」等に基づいて行われているところである。

今般、高校生が、授業料を滞納しているために出席停止処分等を受け、学校を卒業できないおそれがあると指摘されているところである。この問題に対しては、そもそも教育行政において、授業料の減免等の対応を行っているところである。しかしながら、一方で、経済的な理由で卒業できないという子どもの貧困問題という面から、福祉的観点からも取り組むべき事柄と考えられる。

本制度の教育支援資金は、低所得世帯に属する子等に対し、学校教育法に規定する高等学校等に修学するために必要な経費について貸付けを行っているところであり、今般、こうした事態にセーフティネット機能として対応するため、今年度に限り、下記のとおり、特例的に高校の授業料について遡及して貸し付けることを可能とするので、ご了知の上、必要な世帯が利用できるよう積極的に本制度の周知に取り組むとともに、都道府県社会福祉協議会、教育委員会及び学校等関係者に対する周知を徹底されたい。

なお、本取扱いについては、各都道府県の社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施していただくようお願いしたい。

記

1 教育支援資金の取扱いについて

教育支援資金について、高等学校の授業料を止むをえない事情により滞納したときまで遡及して、当該滞納額（現在高）を貸し付けることを可能とする。

## 2. 貸付条件等

- ① 現に高校に在学中であること。
- ② 授業料を滞納したことについて止むをえない理由があること。
- ③ 遡及貸付の対象となる経費は、高校在学中の者が過去に滞納している授業料（現在高）であって借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。  
金額については、書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をすることとする。
- ④ 貸付金額は、一月当たり35,000円以内とする。
- ⑤ この取扱は、貸付対象を遡及するものである。したがって、貸付手続等の日付それ自体は、当然、当概手続等を行う日のものとされたい。

## 3 留意事項

本取扱は、あくまで対象を遡及して貸付けを行うというものであり、貸付けの対象となる要件を拡大するものではないが、一方、卒業の時期が間近に迫っており、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮いただきたい。

平成22年4月8日  
社会・援護局地域福祉課  
(担当・内線)  
課長補佐 荒川(2851)  
予算係長 横溝(2857)  
(電話直通) 03(3595)2615  
(F A X) 03(3592)1459

## 高校生の授業料滞納に係る生活福祉資金 の貸付決定状況(速報)について

低所得者等に対する貸付事業である生活福祉資金(教育支援資金)貸付事業において、高校生の授業料の滞納について貸付を行っているところです。

今般、3月31日時点での貸付決定状況がまとまりましたので、お知らせします。

### 【3月31日時点での貸付決定状況(累計)】

貸付決定件数	貸付決定金額
808件	1億9,521万円

### (参考)生活福祉資金(教育支援資金)貸付事業の概要

実施主体：都道府県社会福祉協議会

貸付対象：低所得世帯(市町村民税非課税世帯程度)

貸付上限額：(高校)月額3.5万円

今回の取扱いの内容：高校の授業料をやむを得ない事情により滞納した時まで遡及して貸付を行うこと

高校授業料の滞納分に係る生活福祉資金(教育支援資金)の  
貸付決定状況について

NO.	都道府県名	件数	金額(円)
1	北海道	16	3,307,000
2	青森県	25	8,450,000
3	岩手県	36	8,216,000
4	宮城県	33	4,928,000
5	秋田県	3	590,440
6	山形県	23	8,862,000
7	福島県	39	5,720,900
8	茨城県	4	667,000
9	栃木県	9	2,154,665
10	群馬県	8	5,557,000
11	埼玉県	17	3,155,000
12	千葉県	18	5,152,000
13	東京都	81	36,992,000
14	神奈川県	36	14,165,000
15	新潟県	9	2,353,049
16	富山県	4	1,104,000
17	石川県	16	2,287,000
18	福井県	8	1,030,910
19	山梨県	8	1,777,000
20	長野県	27	6,940,000
21	岐阜県	6	709,200
22	静岡県	11	2,138,000
23	愛知県	14	4,488,400
24	三重県	1	218,700
25	滋賀県	15	2,235,000
26	京都府	14	5,523,000
27	大阪府	18	3,726,000
28	兵庫県	8	2,276,700
29	奈良県	1	45,000
30	和歌山県	1	420,000
31	鳥取県	4	558,000
32	島根県	8	1,255,800
33	岡山県	4	849,000
34	広島県	22	4,801,000
35	山口県	15	2,075,400
36	徳島県	6	606,750
37	香川県	1	59,000
38	愛媛県	1	103,200
39	高知県	1	30,000
40	福岡県	67	13,557,000
41	佐賀県	0	0
42	長崎県	10	2,308,000
43	熊本県	67	15,026,000
44	大分県	5	515,000
45	宮崎県	12	1,876,000
46	鹿児島県	15	1,987,000
47	沖縄県	61	4,411,000
全国合計		808	195,207,114

※数値は、平成22年3月31日までの貸付決定状況(速報値)であり、この他にも一部貸付手続き中のものがある。

# ホームレス対策について

## ホームレスの定義

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条）

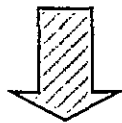
## ホームレス自立支援法における施策の目標等（法第3条第1項）

○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

## ホームレスの数

○ホームレスの数については、ホームレス自立支援法に基づいた全国調査を直近では平成22年1月に実施。

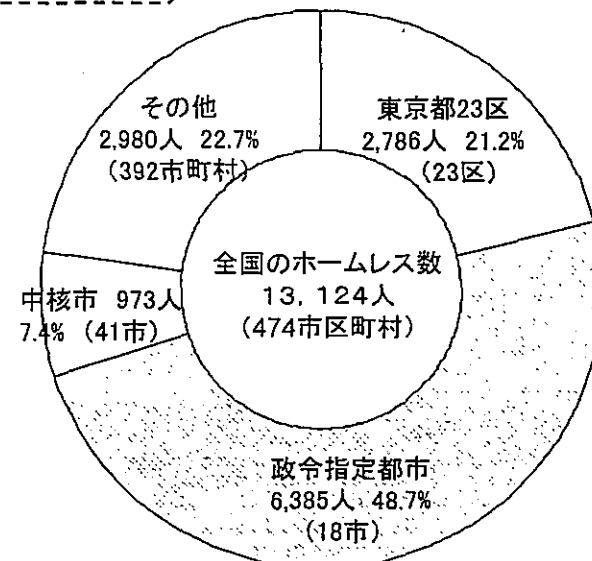
前回(21年)調査 15,759人



▲2,635人

今回(22年)調査 13,124人

全国のホームレス分布状況



# ホームレスの自立に向けた施策の概要

公園、河川敷等にいるホームレス 〔 25,296人(15年1月)  
⇒ 13,124人(22年1月)  
▲12,172人 〕

自治体等の職員が公園等に巡回(総合相談推進事業)  
〔 事業内容:巡回相談による相談活動の実施  
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

福祉事務所(生活保護等)  
＜福祉的対応による自立＞

緊急一時宿泊事業(シェルター)  
〔 事業内容:緊急一時的な宿泊場所の提供  
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

【事業内容】

- 宿所、食事、入浴、衣類下着類の提供
- 基本的な生活相談、指導
- 就労相談、指導
- 健康相談、必要時には生活保護による治療
- 住民登録も可能
- 利用者に配慮した居住環境を確保

【実施自治体数】(22年2月現在)  
全国で10自治体、25施設、定員2,136人

ホームレス自立支援事業(ホームレス自立支援センター)

就業機会の確保(ハローワークとの連携)

- ・きめ細かな職業相談
- ・免許・資格を取得するための技能講習
- ・一定期間の試行雇用 等

就労による

安定した居住の場所の確保

- ・公営住宅の単身入居等
- ・低廉な家賃の住宅の情報提供
- ・民間の保証会社等を利用したアパート入居あっせん等

自 立

## ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）

【目的】 ホームレス及びホームレスになるおそれのある者が生活する場所を巡回し、面接を行い、日常生活等に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、下記のような各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。

### 【事業】

#### 就労

- ▶ 就労を希望する者には、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を促す。

#### 住居

- ▶ 住居の確保を希望する者には、低家賃住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行う。
- ▶ 緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）の利用を促す。

#### 福祉・健康

- ▶ 福祉的援護が必要な者に対しては福祉事務所、保健所等と連携して必要な支援をする。
- ▶ 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関等と連携し、健康相談、保健指導等を行い、必要に応じて医療機関への受診に繋げる。

#### その他

- ▶ 親族との連携が途絶えている者に対しては、親族との交流促進を目指した援助や帰郷のための援助を行う。
- ▶ 公的給付の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行う。
- ▶ 自立支援センターを退所した者に対して、必要に応じアフターフォローを実施する。
- ▶ その他、就労意欲を向上させるための指導や借金問題等の自立阻害要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助等

【実施自治体（22年2月現在）】

36か所で実施

## ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

【目的】ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。

### 【利用期間中の主な処遇】

#### 日常生活・健康

- ▷ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止
- ▷ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施

#### 就労

- ▷ 就労意欲のある利用者に対して、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供

#### その他

- ▷ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等において支援が受けられるよう助言・指導
- ▷ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

### 【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▷ 全国で3自治体、6施設、定員1,544人

#### 借り上げシェルター

- ▷ 全国で29自治体、40施設、定員484人

#### 合計

- ▷ 全国で31自治体、46施設、定員2,028人



## ホームレス自立支援事業（自立支援センター）

【目的】 ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活が営めることができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。

### 【利用期間中の主な処遇】

#### 就労

- ▶ 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定
- ▶ 支援プログラムに基づく積極的な就労支援
- ▶ 就労支援のための住民登録

#### 日常生活・健康

- ▶ 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供
- ▶ 定期的な健康診断による健康管理
- ▶ 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得

#### その他

- ▶ 親族との交流促進
- ▶ 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去
- ▶ 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助
- ▶ 未就職者に対する福祉事務所との連携（再び路上に戻らないように）
- ▶ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

### 【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▶ 全国で10自治体、25施設、定員2,136人

## その他

### 1. ホームレス能力活用推進事業

【目的】 ホームレスに対して、都市雑業的な仕事に関する情報収集・提供、知識・技術の付与等を行うことにより、その自立を支援する。

#### 【事業】

- ▶ 都市雑業的な仕事の情報を収集するとともに、関係方面に情報を提供する。
- ▶ 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を開催すること
- ▶ 都市雑業的な仕事に関する知識や簡単な技術の付与を行うこと。

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▶ 全国で2自治体、3か所

### 2. ホームレス衛生改善事業

【目的】 ホームレスに対し、入浴等のサービスを提供し、衛生状態の改善及び自立意欲の増進を図るとともに、併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策に繋げること等により、その自立を支援する。

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▶ 全国で7自治体、11か所

都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成22年調査				平成21年 調査の人数	22-21 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			平成20年	平成19年	平成15年
							調査の人数	調査の人数	調査の人数
北海道	81	9	8	98	124	▲26	145	161	142
青森県	3	0	2	5	8	▲3	2	7	16
岩手県	13	0	2	15	21	▲6	23	32	18
宮城県	112	5	2	119	140	▲21	110	144	222
秋田県	12	0	0	12	15	▲3	10	8	13
山形県	7	0	0	7	18	▲11	7	11	24
福島県	19	1	2	22	20	▲2	27	15	43
茨城県	47	7	6	60	62	▲2	86	78	130
栃木県	58	4	1	63	74	▲11	81	79	134
群馬県	96	10	4	110	98	▲12	97	96	87
埼玉県	534	15	43	592	622	▲30	597	781	829
千葉県	478	21	11	510	503	▲7	524	594	668
東京都	3,052	73	0	3,125	3,428	▲303	3,796	4,690	6,361
神奈川県	1,755	33	26	1,814	1,804	▲10	1,720	2,020	1,928
新潟県	22	1	0	23	39	▲16	38	51	74
富山県	23	1	0	24	32	▲8	23	29	24
石川県	17	0	0	17	24	▲7	21	18	22
福井県	5	0	0	5	28	▲23	32	41	24
山梨県	24	0	12	36	38	▲2	41	42	51
長野県	14	0	0	14	13	▲1	13	29	37
岐阜県	40	7	0	47	74	▲27	67	59	86
静岡県	200	13	27	240	297	▲57	315	370	465
愛知県	583	20	144	747	929	▲182	851	1,023	2,121
三重県	45	2	8	55	61	▲6	68	61	46
滋賀県	10	0	4	14	18	▲4	20	32	57
京都府	231	10	54	295	353	▲58	401	407	660
大阪府	3,246	71	21	3,338	4,302	▲964	4,333	4,911	7,757
兵庫県	386	13	20	419	533	▲114	575	627	947
奈良県	10	1	0	11	14	▲3	19	22	14
和歌山県	27	1	1	29	56	▲27	74	70	90
鳥取県	1	0	0	1	3	▲2	3	6	13
島根県	1	0	0	1	4	▲3	4	7	4
岡山県	48	0	9	57	75	▲18	67	85	65
広島県	96	9	1	106	154	▲48	138	153	231
山口県	8	0	1	9	11	▲2	21	23	33
徳島県	4	0	0	4	8	▲4	13	33	14
香川県	15	2	11	28	27	▲1	24	34	46
愛媛県	34	3	0	37	38	▲1	40	25	85
高知県	4	1	0	5	14	▲9	24	23	23
福岡県	560	26	28	614	1,237	▲623	1,082	1,177	1,187
佐賀県	35	1	2	38	39	▲1	43	41	41
長崎県	13	1	1	15	13	▲2	11	30	41
熊本県	62	4	10	76	73	▲3	111	110	124
大宮	25	4	3	32	38	▲6	35	45	39
宮崎県	35	2	3	40	31	▲9	27	35	22
鹿児島県	36	1	6	43	57	▲14	59	62	80
沖縄県	126	12	14	152	189	▲37	200	167	158
合計	12,253	384	487	13,124	15,759	▲2,635	16,018	18,564	25,296

東京都23区及び政令指定都市のホームレス数

自治体名	22年調査			計	21年調査	22-21 増▲減	(参考)		
	男	女	不明				20年調査	19年調査	15年調査
東京都23区	2,721	65	0	2,786	3,105	▲319	3,436	4,213	5,927
札幌市	58	6	8	72	99	▲27	109	132	88
仙台市	102	5	1	108	124	▲16	100	132	203
さいたま市	112	3	15	130	120	▲10	121	179	221
千葉市	65	2	0	67	72	▲5	91	103	126
横浜市	702	8	0	710	697	▲13	649	661	470
川崎市	639	17	10	666	691	▲25	635	848	829
新潟市	18	1	0	19	24	▲5	23	40	53
静岡市	27	2	18	47	56	▲9	61	88	137
浜松市	52	3	4	59	85	▲26	100	115	140
名古屋	352	10	140	502	641	▲139	608	741	1,788
京都市	214	9	54	277	335	▲58	383	387	624
大阪市	2,792	59	9	2,860	3,724	▲864	3,647	4,069	6,603
堺市	72	5	8	85	92	▲7	96	133	280
神戸市	117	4	0	121	151	▲30	149	135	323
岡山市	37	0	2	39	46	▲7	53	60	38
広島市	80	9	0	89	111	▲22	103	115	156
北九州市	123	6	12	141	149	▲8	162	249	421
福岡市	364	17	12	393	969	▲576	782	784	607
合計	8,647	231	293	9,171	11,291	▲2,120	11,308	13,184	19,034